

（北海道知事  
地方農政局長  
沖縄総合事務局長） 殿

## 農作業安全対策の推進について

生産局長

農作業安全対策については、国、都道府県、市町村、関係団体等の連携の下、従来より農作業事故ゼロ運動の推進、研修会・講習会の開催等安全啓発に係る様々な取組を行ってきたところである。

しかしながら、就業人口当たりの労働災害による死亡事故発生件数は、ほとんどの産業において減少傾向にある中、農業は増加傾向にあり、その水準も全産業平均の3倍強となっている。また、65歳以上の高齢農業者による事故が全体の約7割を占めており、その件数は年々増加している。

特に、今般、取りまとめ・公表を行った平成16年の農作業死亡事故件数については、413件と前年より15件増加し、昭和49年以降で最多の件数となっている。

こうした実態を踏まえ、全国段階では、高齢農業者事故の低減に重点を置いて、推進会議の開催や啓発資料の作成、先進的な事例の収集、安全研修の充実等の取組を推進することとしているところであるが、農作業事故を着実に減らしていくためには、各地域において、事故の実態に即した、効果的な対策を講じていくことが重要である。

については、地域段階において、下記の事項に留意の上、農作業事故防止に向けた取組を推進するよう、管内県への周知をお願いする。

### 記

#### 1 都道府県における必要な予算の確保

農作業安全に係る国の補助金が平成18年度に税源移譲された経緯も踏まえ、農作業安全の確保に向けた2から4までの取組に必要な予算の確保に取り組むこと。

#### 2 農作業安全に係る指導者の育成・確保

農作業事故の実態を踏まえた安全な農作業の実施方法等について、的確に農業者に伝達するため、各地域における農作業安全に係る指導者の育成・確保を図る

こと。その際、必要に応じて、農林水産省農業技術研修館で実施する指導者育成研修等の活用も検討すること。

### 3 農作業現場における安全啓発体制の強化

農繁期における農作業事故ゼロ運動をはじめとした農業者への安全意識の浸透のための取組を引き続き推進すること。さらに、農作業の現場において安全な作業方法等について助言・指導を行うことができる農業機械士（特定高性能農業機械の導入に関する計画の策定及びその取扱いについて（平成16年3月31日付け15生産第8393号経営局長、農村振興局長、生産局長通知）1-2-3に規定する農業機械士をいう。）及び農作業現場環境改善の推進、農作業安全指導の徹底等を行う農作業保安指導員（強い農業づくり交付金実施要領の一部改正について（平成18年3月31日付け17生産第8567号大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知）による改正前の強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知）別記の の第1の1の（9）の農作業保安指導員をいう。）の一層の活用を図ること。

### 4 高齢者事故防止に向けた対策の重点化

農作業死亡事故は年齢層が高くなるほどその発生率が高くなる傾向があり、農業者の高齢化が年々進展していることを踏まえ、高齢農業者向けの啓発資料の作成及び配布、講習会の開催等、高齢農業者による事故の防止に重点をおいた取組を推進すること。

### 5 安全性の高い農業機械の導入

これまで、補助事業の採択等を通じ、安全性の高い農業機械の普及を推進してきたところであるが、今後は、補助事業を活用しない機械（中古機械を含む。）の導入に際しても、型式検査（農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第6条第2項に規定する型式検査をいう。）及び安全鑑定（生物系特定産業技術研究支援センター農業機械安全鑑定要領（平成15年10月1日付け15生研セ第32号）に基づく鑑定をいう。）の趣旨や安全キャブ及び安全フレームの装着効果の周知等を通じ、安全性の高い機械が選択されるよう、農業者等への啓発・指導を推進すること。